

# 若越郷土研究

31の5

## 足羽御厨(足羽庄)の

### 伝領について(下)

河村 昭 一

#### 四、一条家領足羽庄と朝倉氏

一条家に還付されて以後の足羽庄に関する史料は、次の五点である。

J 『大乘院寺社雑事記』文明元年九月十日条

家門御領越前国分

足羽庄御厨御公事

四百二十七貫五百八十文 北内綿十屯

十貫文 行俊名

六十五貫文 安名郷請口

十二貫文 清弘名 公事物

七十貫文 東郷庄

河村 足羽御厨(足羽庄)の伝領について(下)

合五百八十四貫五百八十文欵  
朝倉禮正左衛門教景押領分

K 越前国足羽御厨 (中略——前掲G)

代官朝倉美作入道請之、毎年土貢四百

餘貫致沙汰、応仁乱世以来、朝倉彈正

左衛門尉一向押領之、言語道断事也、

別納行俊名 同朝倉請申之 為家僕給恩之地、

同安居保 足羽御厨 安居修理亮請之、每年年貢

六千五百足沙汰之、其後下直代官座主

僧令所務、千貫計得分也、応仁以来朝

倉彈正左衛門尉押領之、

清弘名 安原別 請四千三百疋、為家僕給恩之地、

応仁以来又混惣庄押領之、

次田名 同 光台寺寄進之地、請四千疋、子

細同上、

同国東郷庄 代官朝倉一族 等 預申之、年貢

七千疋 応仁以来彈正左衛門尉押領之、

L 『大乘院寺社雑事記』文明十一年八月廿七

日条

石さ衛門罷下、禪閣御書到来、十一日

ニ御京著無為云々、朝倉進物二百口 同・

綿十屯、殿上人 一人 中ニ三十貫、諸大夫  
□貫、御侍六人中四十貫・御太刀等在  
之、冷泉殿ニ廿貫、在国之間事者、足  
羽・安居・東郷之代官共ニ申付之、若  
狭国越ニ御上落云々、

M 「長興宿祢記」文明十一年閏九月十八日条

今日、一條禪閣自越前国御上落、御家

領 足羽御厨 朝倉数年押領之間、為御佗事御

下向、雖然於御家領者不返進、懸御目

致御禮、貳萬疋進上云々、

N 『大乘院寺社雑事記』文明十二年八月三日

条付図(次頁第2図)

右のJ・Nのうち、Jが「足羽庄御厨」、

Kが「足羽御厨」、M・N(おそらくLも)

が「足羽庄」と、それぞれ表記を異にするが、

これらがすべて、前節までに検討してきた足

羽庄であることは明白である。J・Kがかく

記す事情は別稿で推測しておいた。すなわち、

K(G)で一条兼良が「足羽御厨」とするの

は、「足羽庄時代」の伝領を「無謂者」とし

て否定し、「足羽御厨」と称されていた鎌倉



の中枢部たる神明神社一帯や北陸道に沿った地域を指す、いわば俗称として「北庄」の呼称が成立しており、中央にも「北庄川」の名が知られていたことはNから知られるが、以後在地文書では「足羽庄」にかわって、この「北庄」、あるいは北庄と社庄・木田庄の総称と推測される「足羽三ヶ庄」がよっぱら用いられるようになることは、別稿で述べた。「越前国名蹟考」など近世の諸書に「足羽庄」の名がみえないのは、「北庄」にとつて代わられることによって、故地ばかりか呼称まで忘れ去られてしまったことをうかがわせる。

ところで、松原氏は右にみた朝倉氏の「華々しい」一条家領押領の事実と、「朝倉家記」の「同国足羽郡は一条殿御料所成に依て、広景御代官職として同郡北庄黒丸の館に居へ給ふ」とか、称念寺本「朝倉系図」の「広景自但州越前下足羽北庄、黒丸館住」の記事、さらには朝倉高景の「足羽北庄領所職」押領を示す足利尊氏下文(「朝倉家記」所収)などを結びつけて、朝倉氏は南北朝以来一貫してこの「足羽北庄」黒丸館(小黒丸城)を拠城とし、「足羽北庄」||足羽御厨||北庄を本拠としてきた、との所論を展開されている。以下、この松原説に対する若干の疑問を呈示してみたい。<sup>6)</sup>

まず、Kについて再度検討してみよう。この史料は応仁の乱以降の朝倉孝景の押領ぶりを示す部分のみ注目され、それ以前の朝倉氏の足羽庄(以下当時の通称に従ってかく記す)における地位が請負代官であったとする点に意外に顧みられていない。いうまでもなく、請負代官職は莊園領主との間に一定額の年貢納入を契約して補任されるもので、たとえば地頭職のように代々將軍から安堵される相伝の職とは本来的に次元の異なるものである。したがって、少なくとも朝倉氏が足羽庄の請負代官であったことをもって、同庄が朝倉氏の本拠であったとするのは無理である。しかも、ここで注意したいのは、Kによれば一条家に還付された足羽庄の代官職をまず請負ったのが、朝倉美作入道であった点である。諸系図による限り、応永二十三年(一四一六)当時の朝倉家当主は貞景であるが、その官途は下野守である。美作守を名乗るのは、永享八年(一四三六)に没する貞景の子、教景であり、Kにいう朝倉美作入道はこの教景に比定される。<sup>7)</sup>教景が父の存命中に代官職を請負うことも十分あり得るが、私はこの場合、父の跡を襲って以後のことと推測する。すなわち、一条兼良は「桃華藥業」を執筆する際、当然多くの資料を参照したと考えられるが、Kの「代官朝倉美作入道請之」の部分、もし代官職請文に拠ったものであったとすれば教景が代官職を請負った時にはすでに出家していたことになり、それは父の存命中よりも没後である蓋然性が高い。とすれば、朝倉氏が足羽庄の請負代官になったのは、同庄が一条家領に復してから二十年以上も後であったことになる。この推論は、もっぱら系図を信頼し、貞景が美作守を称さず教景が称したことを前提とするものであるが、朝倉氏諸系図の官途に関する記事は意外に正確な場合が少なくないし、<sup>8)</sup>少なくとも教景が美作守を名乗ったことは信じてよいと思う。すなわち、かつて心月寺に伝えられていた文書の中に、長禄元年(一四五七)十一月三日付の「朝倉美作証状」が含まれていた事実は、<sup>9)</sup>教景が、宝徳二年(一四五〇)子の家景(下野守)に先

立たれた後も存命し、寛正四年（一四六三）八十四歳で没したとする系図の記事とは矛盾せず、教景が美作守を称したことは間違いないと思われる。

なお、一条家領に復する前の常盤井宮領時代の足羽庄に関する徴証はH・I以外にないし、「桃華薬葉」執筆時に「朝倉美作入道」以前の関係文書が一条家に伝わっていないかつたこともあり得ないことではないから、ここで、朝倉氏が教景の代以前に足羽庄と何のかわりをも有していなかった、などと主張するつもりはもちろぬ。ただ、私は、Kに述べられる朝倉孝景の鮮烈な押領ぶりをもつて、応仁以前の朝倉氏と足羽庄以下一条家領との関係を推し計ることの危険性を強調したのである。

松原氏が、朝倉氏の本拠を通説にいう坂井郡黒丸城（大黒丸城）ではなく、足羽郡黒丸城（小黒丸城）とされる重要な根拠として、先にあげた「朝倉家記」や称念寺本「朝倉系図」の記事がある。しかし、まず前者の「足羽郡は一条殿御料所成に依て」の記述は、足羽庄が応永二十三年一条家に還付されるまで

皇室領・常盤井宮領であった事実をまったく認識していない、もしくは無視したものであつて、これをJ・Mと関連づけて考えることは到底できない。また、両者にいう「足羽郡北庄黒丸の館」「足羽北庄黒丸館」はそもそも存在したのだろうか。「足羽北庄」の呼称としての疑義についてはすでに別稿で指摘した通りであるが、よし、この呼称が旧足羽御厨・足羽庄・北庄と同じ地域を指すものとして実在したとしても、黒丸の地はその中には含まれない。足羽庄の荘域については次節で考えてみたが、一応の推定の結果は後掲第4図に示すごとくであり、いかに広く見積つても、九頭龍川と日野川の合流点に位置する、現福井市黒丸町まで含んでいたとは考え難く、南北朝・室町期のこの付近は、おそらく藤島庄に属していたのではないかと推測される。松原氏は、「足羽北庄黒丸館」を記す<sup>(10)</sup>「朝倉家記」や系図こそ事実を示すもので、通説の拠所たる集覧本「朝倉始末記」が「坂南郡黒丸城」と記すのは、「故意に」「改ざんした」と断じられたが、私は、むしろ「朝倉家記」や系図がことさら「足羽北庄」

にこだわる（と私には思える）のは、応仁の乱の過程で一条家領を押領した朝倉氏が、自己を正当化するため、南北朝期からすでに「一条殿御料所」(実は常盤井宮領である)たる「足羽北庄」の代官であったことを主張しようとする、苦しい弁明にすぎないと考える。別稿では、右の所説の「典拠」たる、延文二年十二月二日足利尊氏下文が偽文書であるとすれば、その偽作の動機を、長享元年（一四八七）の斯波氏との訴訟の中で、南北朝期の朝倉氏と將軍家との関係の緊密さを強調することのみ考えたが、あるいは、この尊氏下文に限っていえば、右に示したことも一つの背景と考へ得るかも知れない。いずれにせよ「改ざん」の罪は「朝倉家記」や系図の方にこそ負わされるべきものと考へる。ただ、だからといって、集覧本「朝倉始末記」のいう「坂南郡黒丸城」本拠説を無前提に認めるつもりも、今のところないことを付言しておく。さて、松原説の論拠には、この他、①北庄神明神社と朝倉氏の関係、②教景（家景）の弟、頼景（京景）が「北庄」を名乗っていること、の二点ある。まず①は、「朝倉家記」

も含めた諸種の「朝倉始末記」や系図類に、貞和三年（一三四七）に広景が北庄神明社を造営し、文安三年（一四四六）には家景がこれを再興したとあり、永祿九年（一五六六）の「神明社縁起」も同社を広景の建立とし、さらに、孝景（英林）は伊勢神宮を厚く崇敬していたことが確認できる<sup>(11)</sup>、というものである。孝景の伊勢信仰は動かし難いとしても、そのことがただちに、朝倉氏が南北朝以来、北庄（足羽庄）を本拠にしていたことを裏付けるものとはいえないし、軍記物・系図・縁起類が、全面的信頼のおけないことはいうまでもなく、事実、朝倉氏の系図に粉飾がみられることはこれまでも指摘されているところである<sup>(12)</sup>。また、②について、松原氏は、兄教景が北庄から一乗谷へ本拠を移したのに伴い、頼景が「北庄在番」として残った結果、「北庄」を称した、と説明されるが、これはやはり強引の感が否めない。一般には、宗家の本拠は他にあり、一族が北庄に進出して在名を名乗った、と考えるのが穏当なところであろう。この事例は、「北庄」の呼称が教景の代にはすでに成立していたこと、及びこの頃になって朝倉氏が当地に本格的に進出してきたことを示唆するものと理解する程度にとどめるべきではなからうか。

ここで、ついでながら、安居郷と朝倉氏の関係についてもふれておきたい。周知のごとく、朝倉高景は康永元年（一三四二）京都建仁寺から越前出身の別源円旨を迎えて、安居の地に弘祥寺を開いた。したがって、南北朝初頭の安居郷には朝倉氏の強い支配力が及んでいたことは否めない。しかし、かかる状況がそのまま室町期まで引きつがれたかどうかは、必ずしも自明のことではない。系図などは、高景の子、氏景が弘祥寺の仏殿を応永八年（一四〇一）建立し、その子貞景は同十九年幕府に推挙して同寺を十刹の位に列せしめた、とし、「義持御判書有之」とするが、その真偽を確認することはできない。また、Kによれば、請負代官は安居氏を名乗っており同地を本拠とする在地武士であることがうかがえる。朝倉氏の系図に安居の名がみえないからといって、これを朝倉一族でないとは断定できないが、他氏である可能性も否定できない<sup>(13)</sup>。安居修理亮の代官職は、その後改替され

れて「座主僧」を代官とする直務支配となつたが、応仁の乱の過程で、朝倉孝景がこれを押領したことがKで述べられている。『大乘院寺社雑事記』文正元年（一四六六）九月十日条は、当時の安居郷の様子をもう少し具体的に伝えている。すなわち、一条家から直務のため派遣された宮内卿康俊が安居に入部したが、文正元年八月末に朝倉孝景の弟久侍者（光玖）が安居に打入り康俊を追い出した。しかし、九月二日に河井氏・加賀勢が在地農民と呼応して押寄せ光玖を追放したため、康俊は還住できたという。以上を総合すれば、まずは、安居郷を本拠としたと思われる安居氏ですら、その代官職を安定的には保持し得なかったこと、さらに朝倉光玖の安居入部は実力に訴えた非合法的なものであり、しかもすぐに追い出されるなど、応仁以前の安居における朝倉氏はいくまで侵入者にすぎなかったことがうかがえる。したがって、安居郷が「足羽御厨別納」として、足羽庄と特別な関係があったとするKの記事も、足羽庄が朝倉氏の南北朝期以来の本拠であることの傍証とすることは困難である。

河村 足羽御厨（足羽庄）の伝領について（下）



は「安居保」「安居郷」の両者とも伝えられているから、戦国期の越前では混用されていたものと推測される。

(5) 一条兼良の越前下向関係史料は『史料』八一―一、六三〇―四頁に収められているが、壬生晴富は兼良の下向に「如此御進退以外之次第歟、莫言々々」とあきれ果て、「晴富宿祢記」文明十一年八月廿三日条)、同雅久も「御老耄御耳一向聾給、不便之體也」とその頑冥ぶりに匙を投げている(「雅久宿祢記」同月廿一日条)。

当時の京都で兼良の越前下向が憐憫と嘲笑をもつて話題になったことは、「後法興院記」同年閏九月廿日条に「今度下向事不可説之由、諸人口遊云々」とみえることからもうかがえる。

(6) 松原説に対する批判は、すでに白崎昭一郎氏によってなされている(「朝倉氏補考」、「若越郷土研究」二二―二、一九七八年)。すなわち、白崎氏は、①「朝倉家記」などによると文安三年朝倉氏は北庄神明社を「再興」したというが、「再興」とは廃滅に近い状態から建て直すこ

とを意味するから、北庄が朝倉氏の本拠

なら同社をそのような状態まで放置していたとは考え難いこと、②松原氏は坂南郡黒丸城を本拠とする「朝倉始末記」の作為性を主張されるが、改竄の動機を明確にされていないこと、③南北朝期の朝倉氏の所領が坂井郡に多いこと、などから、通説の坂井郡黒丸城本拠説も捨て難いとされている。本稿はこの問題を正面から扱うものではないが、本稿の主題たる足羽庄との関連において、松原説の問題点を指摘することとする。

(7) 松原氏が「一乗城移城以前の朝倉氏について」(前掲)で「朝倉美作入道」に「(広景)」と傍注を付けられているのは(三〇頁)、誤植と考えたい。

(8) たとえば、事蹟に大幅な粉飾、改竄がみられる高景の左衛門尉・遠江守は、「東海一瀛別集」の「洞春菴別源禪師定光塔銘」、及び「朝倉徳若居士小祥忌拈香」に、それぞれ「朝倉金吾」・「官止遠江守」とみえることから事実であることが裏付けられる(『史料』六一―二六、三一―

頁、六一三五、三二三頁)。

(9) 明治三十年の史料編纂掛による調査の際の「史料蒐集目録」(松原信之「越前朝倉氏と心月寺」、心月寺、一九七二年一三五―六頁)。

(10) 「越前国城跡考」(杉原丈夫・松原信之共編「越前若狭地誌叢書」上巻)の吉田郡小黒丸城跡の項の黒丸村に「藤島郷」の注記があり、「越前国名蹟考」も黒丸村を含む四十二ヶ村を藤島郷としている。

(11) 「月舟和尚語録」(『統群書類従』文筆部)所収「前霜台英林居士三十三年忌陞座」。

(12) 小泉義博氏は、浅羽本「日下部系図」(『統群書類従』系図部)の孝景(英林)の事蹟の年代が意図的に改竄されていることを明らかにされた(「浅羽本『日下部系図』の朝倉孝景の事蹟について」若越郷土研究二〇―三、一九七五年)。

(13) 南北朝期における斯波氏被官として、安居備前守(「醍醐寺文書」一二七〇号)、安居種氏(「相国寺供養記」『群書類従』釈家部)の名が知られるが、Kにみえる

安居修理亮がもしこれらの承諾をひくものであるとすれば、朝倉氏とはまったくの別族ということになる。

### 五、足羽庄・安居郷の荘郷域

最後に、これまで検討してきた足羽庄・安居郷の空間的範囲を考えておきたい。この場合の足羽庄は、二節で可能性を想定したような旧安居御厨を含むものではなく、ひとまず旧足羽御厨として扱うこととする。さて、両庄郷の位置を具体的に示す中世史料はNのみである(足羽庄のみ)。しかし、これは河口・坪江庄に主眼をおくもので、その周辺については位置関係がきわめてずさんであつて、参考にはならない。また、Kにみえるいくつかの名の名称も、これを資料とするためには、たとえば小字の全面的調査などが必要であり、この方法も今のところ採用できない。結局、中世庄郷名を伝える近世史料を参考とせざるを得ない。その際資料となし得るものとしては、慶長十一年(一六〇六)頃のものとされている「越前国絵図」<sup>1)</sup>、文化十二年(一一八一五)成立の「越前国名蹟考」<sup>2)</sup>があげられる。

この他、右両者に名のみえない「足羽庄」と領域の大部分が重複すると考えられる「北庄」の内部構成を示す、永禄九年(一五六六)の「神明社縁起」<sup>3)</sup>も、足羽庄の荘郷を考える上で参考になる。

以上の諸史料にみえる地名から「北庄」、及び「安居保」「安居郷」に關係すると思われるものを選び、正保三年(一六四六)の「越前国郷帳」所載村落と対照させてまとめたのが、第1表である。その際、国絵図と郷帳の対照にあたっては、笠松重雄氏の労作<sup>4)</sup>、松平文庫越前国絵図(慶長絵図)の研究<sup>4)</sup>に拠つた。

さて、この表には先にもふれたように「足羽庄」はまったくみえず、中世の間に「北庄」にとつてかわられてしまったことをうかがわせるが、まず、北庄の範囲を考えてみよう。別稿でも指摘したように、北庄は俗称として成立したと考えられるから、当初は厳密な境界がなく、おそらく足羽庄の中樞を指していたと推測されるが、荘郷としての足羽庄が消滅すると、次第に足羽庄域がほぼそのまま北庄と称されるようになったと考えてよからう。北庄が上・中・下の三郷から成っていたとするのが「神明社縁起」であるが、そこにみえる「丸山」「境村」は、「正保郷帳」では「丸岡山村」「塚村」と表記され、貞享二年(一六八五)の「越前地理指南」<sup>5)</sup>以降「丸山村」「境村」と記されるようになったとされることから、永禄九年(一五六六)という成立年代は必ずしも信頼できるものとはいえない。しかし、かりにその内容が近世の状況を示すものであつたとしても、中世末期頃の北庄が三郷から成っていたとする点は、「国絵図」の記載(「中郷」はみえないが)とも一致するところから、ほぼ事実とみてよいのではなからうか。そして、その範囲は、北庄上郷が「名蹟考」にいう四ツ居郷に勝見村を加えた九ヶ村、おそらく成立当初の北庄に当たると考えられる北庄中郷(単に「北庄」と称されたかも知れない)が、「国絵図」にいう北庄町・北庄松本村・三橋村・城橋向村、北庄下郷が「国絵図」の通り、と一応考えておく。安居郷については「国絵図」の安居保、「名蹟考」の安居郷があるが、前者はすべて後者に含まれるので、安居保に当る七ヶ村が安居

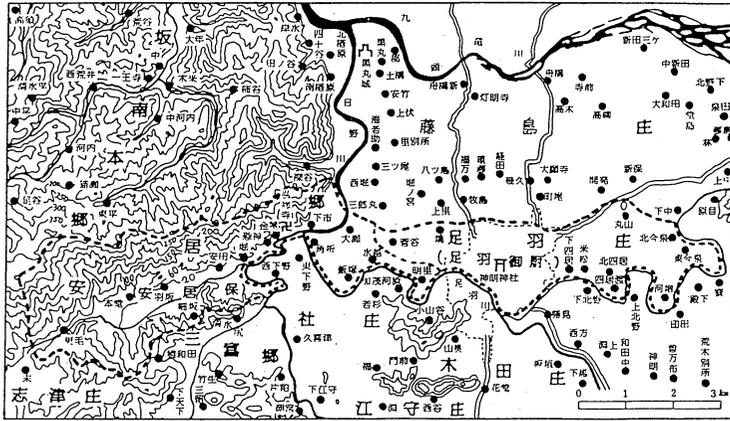
郷に属したのはまず間違いない。また、金屋村は弘祥寺の所在地であるから安居郷に含まれるのは確実だし、下市村も、「越前国城跡考」において、金屋村と共に「安居郷」の注が、私は、①北庄の領域が必ずしも足羽庄の「名蹟考」のいう安居郷こそ中世の安居郷を

河村 足羽御厨（足羽庄）の伝領について（下）

第1表 北庄・安居保(安居郷)関係地名

神明社縁起 永禄9年(1566)?		越前国絵図 慶長11年(1606)頃	越前国郷帳 正保3年(1646)	越前国名蹟考 文化12年(1815)	
北庄上郷	丸山	吉田郡 丸岡山村	丸岡山村	四ツ居郷	
	四井	北庄上郷	桶田村 北今泉村 東今泉村		
		足	四井村		下四井村 米松村 北渡村
北庄中郷	北庄	羽北郡	勝見村	郷庄不知分	
		北郡	北庄町	福居庄町	福井庄
			北庄松本村	福居庄町外 松本町	
			城橋向村	城橋町	
			三橋村	三橋村	
			石場町	石場町	
同 畠	石場畑方				
北庄下郷	境菅明水飯角大下金 安 居 郷 ※向大瀬 ※高柳	足羽郡	界菅谷村	安居郷	
		丹生北郡(丹生郡)	北庄下郷		明理村 水越村 飯塚村 角折村 大瀬村
			下市村		下市村
			金屋村		金屋村
			安居保		恐神村 堀田村 安羽坂村 本堂村 細坂村 更毛村

備考 (1)「越前国絵図」と「正保郷帳」の対照は、笠原重雄「松平文庫越前国絵図(慶長絵図)の研究」(「若越郷土研究」16-5-17-3)による。  
 (2)※の向大瀬は近世村落名としてはない。高柳は吉田郡の九頭竜川南岸の村。木田村上下は「正保郷帳」の木田・板垣両村に相当。



第4図 足羽庄・安居郷庄郷城推定図 河川流路・主要道路・福井市街地(細破線部分)は明治末年当時のもの。

忠実に反映しているのではないかと推測する。すなわち、本来の安居郷(旧安居御厨)は日野川以西(更毛川流域の旧丹生郡西安居村)のみならず、東岸域にまで広がっていたのが、俗称としての「北庄」が成立し、それが呼称としての「足羽庄」を駆逐していく過程で、日野川東岸域の安居郷の地まで北庄下郷の中に組み込んでいき、残りの日野川以西が「安居保」と称されるようになったのではなからうか。日野川のような、比較的大きな河川を越えて庄郷域の広がっていたことが必ずしも不自然でないことは、たとえば安居郷の北に隣接する、日野川西岸の深谷が、対岸に広がる藤島庄に属していたこと(7)からうかがえる。以上の推論の結果を図示したのが第4図である。いうまでもなく、これはあくまでも一つの仮説にすぎず、特に「神明社縁起」や「国絵図」にいう「北庄上郷」が果たして旧足羽庄(足羽御厨)の故地を継承するものかどうかは、北庄下郷に関する先の推定を前提とすれば、必ずしも断定できない。しかし、この図をみれば、松原氏が南北朝以来の朝倉氏の拠城といわれる黒丸城が、足羽庄から遠く

#### 注

- (1) 『越前若狭地誌叢書』上巻(前掲)。
  - (2) 杉原丈夫編『新訂越前国名蹟考』(松見文庫、一九八〇年)。
  - (3) 松原信之「一乗城移城以前の朝倉氏について」(前掲)二九頁に關係部分引用。
  - (4) 『若越郷土研究』一六―五―一七―三、一九七二―二年。
  - (5) 注(1)に同じ。
  - (6) 『福井県の地名』(前掲)福井市丸山村・境村の項参照。
  - (7) 文安二年(一四四五)八月三日越前国白毫寺十輪院末寺修造料足奉加状(福井県史)資料編2所収東寺百合文書七九号)に「越前国吉田郡藤島庄深谷」の記事がある。
- (追記) 別稿『朝倉家記』所収南北朝期文書の再検討は「日本歴史」四六三号に掲載予定。